

# 会報 くしろ



丹頂望沼



**発行所**

釧路市宮本1丁目2番4号  
釧路土地家屋調査士会  
TEL.0154-41-3463

**編集**

広報部

**制作**

(株) 藤プリント

第117号

□ 目 次 □

○新年の御挨拶 釧路土地家屋調査士会 会長 丸尾 教 綱…………… 3

○年頭の御挨拶 釧路地方法務局 局長 中 富 喜 浩…………… 4

○新年の御挨拶 釧路司法書士会 会長 佐 渡 正 幸…………… 5

○新年の御挨拶 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 瘡 師 敏 幸…………… 6

○債権差押えの不便を解消へ 釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士 簗 島 弘 幸…………… 7

○受章寄稿 釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部 岡 崎 學…………… 8

○新人研修を受講して 釧路土地家屋調査士会 釧 路 支 部 下川部 清 美…………… 9

○新人研修を受講して 釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部 森 広 樹……………10

○新人研修を受講して 釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部 丸 尾 慶 樹……………11

○昭和は遠くなりにはけり 釧路土地家屋調査士会 釧 路 支 部 正 垣 喜 美 子……………12

○私の趣味について 釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部 田 中 一 郎……………13

○令和2年と山中での出来事 釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部 阿 部 敦……………14

○オンライン申請のすすめ 釧路土地家屋調査士会 業 務 部……………15

○会のうごき……………17

○お知らせ ……………18

○会員異動 ……………18

○編集後記……………18



**表紙は語る**

湖面の半分が氷で覆われようとする年末、遠くにハクチョウを望むタンチョウのつがいが佇んでいました。

撮影者：TanRom



## 新年の御挨拶

釧路土地家屋調査士会

会長 丸尾 教 綱

新年明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。会員の皆様におかれましては、日頃より会務運営に際しご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

昨年5月、会長に選任され早くも7か月が過ぎましたが、未だに会務に不慣れで四苦八苦している状況です。

昨年は大きな地震はなかったものの全国的に台風などによる自然災害は起こっており、被災された地域の映像はショッキングなもので、いまだに脳裏から離れません。いつ何時わが身に降りかかるかもしれないとの思いもあり、本会でも微力ながら多少の支援をさせていただいております。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念しております。

さて、本会の動向ですが、一昨年に可決承認をいただきました「再委託業務は受託しない旨の宣言」のその後について、昨年末に「釧路地方法務局管内の全市町村」に対し要望書を発出いたしました。今のところ1市2町からの軽微な問い合わせがありました。本会としてご説明に伺うなどの具体的な動きにはつながっておりません。未だ様子見の状況なのかと考える次第です。

調査士制度の大きな変革としまして、昨年の6月に「土地家屋調査士法」が一部改正になりました。施行自体は本年8月頃と聞いておりますが、この改正に伴い「本会会則」と「連合会会則」の改正が必要となっています。この改正に連動した連合会「調査・測量実施要領」の第8版への改訂も準備を進めていると聞いております。当分の間、現行第6版を継続・運用している状況ですので、会員の皆様におかれましてはご理解いただきますようお願い致します。本会会則改正について現段階の「モデル案」ですが、同第3条に「土地の筆界を明らかにする業務に関する事項」を盛り込むこと、職印とセットで「電

子証明書の取得」を義務化すること、連合会又は本会が指定する「指定研修受講の義務化」、調査・測量実施要領第8版が運用されると同時に「同要領第6版の会則位置付け解除」など、理事会の承認を得て本年5月の定時総会に上程させていただく予定です。

又、本会では引き続き「受験ガイダンス」を3支部で開催します。会報の発行時点で釧路・十勝支部は終了していますが、オホーツク支部での開催には間に合うと思いますので、この会報を読まれた皆様のお知り合いで「調査士」を目指している方がいましたら是非とも応援して下さい。

オンライン申請につきましては、昨年11月11日「調査士報告方式」の運用が開始され、「委任状など書面で作成された添付情報（図面は除く）をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録（PDF）に、調査士代理人の電子署名を付したものは添付情報（原本）として取り扱うことができる」となりました。つまり法定添付情報も含め原本提出や提示などをすることなく登記が完了します。オンライン申請をされている方の中には既に「調査士報告方式」で申請されている方もいらっしゃるかと思いますが、私などは「特例法式」の期間が長かったこともあり、なかなか踏み出せない一人です。思い切りが大事なので近日中には頑張っって挑戦します。また現在、書面申請をされている方にはお願いがあります。1月14日「QRコード付き申請書提出方法」が運用開始になりました。ネット接続の環境にある方は、法務省の「申請用総合ソフト」をインストールし申請書を作成・申請すると、記載・校合が素早くできるため、処理時間が大幅に短縮になる模様です。是非とも挑戦してみてください。

最後に、会員皆様方のご健康・ご多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。今年もよろしくお願い致します。



## 年頭の御挨拶

釧路地方法務局

局長 中 富 喜 浩

新年明けましておめでとうございます。

釧路土地家屋調査士会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平素から不動産の表示に関する登記行政の運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加したことから、所有者不明土地の円滑な利用及び土地所有者の効果的な探索を図るため、さらには公共事業に伴う用地取得等を効率的に行うため、平成30年11月15日に「所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法」が施行され、平成30年度に「長期相続登記等未了土地解消作業」が開始されました。

また、令和元年11月22日に「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が施行され、登記官による表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく表題部所有者の登記を実施する作業が開始されております。表題部所有者不明土地解消作業は、長期相続登記等未了土地解消作業と異なり、現地調査を実施することも認められていることから、土地家屋調査士会会員の皆様には所有者等探索委員として、御協力いただく場面もございますので、その際には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

登記所備付地図作成作業については、令和元年度、北見支局管内の北見市西富町及び美山町南地区において、1年目作業として4級基準点設置作業を終えております。土地所有者説明会は、令和2年4月17日から19日の3日間を予定しております。また、帯広支局管内の帯広市新町及び緑ヶ丘地区において、2年目作業として一筆地測量、一次・二次立会等の各作業を行い、縦覧を令和元年11月29日から12月1日までの期間実施したところですが、特段の異議の申出もなく、筆界確定率は99パーセントを上回る見込みとなっています。登記所備付地図作成作業は、法務局の重要施策でありますので、今後も地域住民の皆様の期待に応えられるよう、引き続き積極的に実施していきたいと考えております。

次に、筆界特定事件については、平成18年1月の

制度創設以来、令和元年9月末までに全国で35,000件近い申請がされ、法務局としては大きな手応えを感じているところですが、当局管内におきましては、平成26年以降、申請件数が減少傾向にあり、筆界特定制度の周知が非常に大切であると考えております。

そこで、平成30年度は、国民からの筆界及び境界問題に関する相談に対し、筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR及びその他の解決について適切な助言等を行うとともに、両制度に対する理解を深めてもらうことを目的として、本局、帯広支局及び北見支局に、釧路地方法務局及び境界問題解決支援センター道東合同による「筆界・境界問題に関する相談所」を開設し、令和元年度は、境界問題に関する相談を担当している釧路地方裁判所管轄の各書記官に対し、「筆界特定制度及び土地家屋調査士会ADRについて」と題して、境界問題解決支援センター道東のセンター長と、法務局職員が講演を実施し、両制度に対する理解を深めていただき、各制度にスムーズに案内できる体制を構築しております。

会員の皆様におかれましては、更なる筆界特定事件の掘り起こしに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月11日から、オンライン申請に係る添付情報の原本提示を省略できる取扱い（いわゆる調査士報告方式）が導入され、登記申請手続の効率化が図られました。

また、令和2年1月14日から、「V30システム」と呼ばれる登記情報システムが新しく導入されました。本システムは、オンラインによる登記申請については、自動で記入処理がされるなど大幅な事務の効率化を図ることができることから、オンライン申請の推進について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、皆様が地域社会に貢献されますことを御期待申し上げますとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 新年の御挨拶

釧路司法書士会

会長 佐渡 正幸

新年明けましておめでとうございます。

釧路土地家屋調査士会の会員の皆様には、令和になっての初の新春を、健やかにお迎えられましたことに、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より釧路司法書士会並びに司法書士制度の発展のために、貴会の会員の皆様には多大なるご理解そしてご協力を賜り、当会を代表して厚く感謝御礼申し上げます。

さて、令和元年5月の当会の定時総会において、野村会長の後を引き継ぎ会長に就任いたしました。何分経験も浅くまた不慣れな点もございますので、今後とも貴会より更なるご指導ご鞭撻を賜りながら、当会の運営に全力を挙げて取り組んでいく所存でございますので、何卒宜しく願い申し上げます。

ここ最近の司法書士会の動向を、紙面をお借りしてご報告させていただきますが、まずは司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案が、令和元年6月6日可決成立し、令和元年6月12日(法律第29号)に公布されましたが、今回の法改正の大きな目玉としては、土地家屋調査士法も同様の改正がされておりますが、第一に司法書士法の第一条の目的規定が使命規定に改正される点、第二に懲戒権者が法務局又は地方法務局の長から法務大臣に変更する点、第三に除斥期間(7年)の新設であります。特に使命規定ですが、司法書士法第一条に「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」という文言が明文化されることとなります。これは、今までの国民の権利の保護に寄与するという目的規定であったものから、まさに目まぐるしく変化する現代社会において、法律の専門家として国民から一層の信用信頼をされる立場として更に業務に精進し、その社会の変革に対応すべく、自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、真摯にその業務の研修研鑽を積み重ねて行かなければならない、非常に重い責任と義務を負った改正であると司法書士会として受け止めております。

本法律の施行までの日本司法書士連合会及び当会の流れとしては、本年2月26日に日司連臨時総会にて連合会会則等の変更決議をし、それに伴い5月23日の当会の総会にて会則変更の決議を経た中で、8月上旬ころ認可が決定する流れとなっております。

次に、近年の社会経済の変化や高齢化社会などの社会現象を受けて、民法及び相続法に関する手続きが本年大きく改正されます。民法については、約120年間ほとんど改正がされていませんでしたが、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しが行われ、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することになります。また、相続法に関しては、既に自筆証書遺言の形式の変更など施行されているものもありますが、4月1日からは配偶者居住権、7月1日からは自筆証書遺言の法務局保管制度などが施行されます。相続に関する手続きは、国民にとって今後一番身近でそして重要な案件であり、近い将来間違いなく到来する「大相続時代」に対応すべく、当会としても相談会などを通して広く国民に法改正を周知し、国民の権利擁護に務めて行かなければならないと思っております。まさにこの点においても司法書士としての使命を大いに発揮して行かなければならない1年になると思っております。

最後になりますが、釧路土地家屋調査士会並びに釧路司法書士会が、国民の期待により一層応え、士業としての更なる信頼を積み重ね、共に制度発展のために今まで以上に理解を深め、その想いを共有した中で歩いていく1年になりますことをお願い申し上げます。また貴会の会員皆様のご健康とご多幸をご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。



## 新年の御挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘡 師 敏 幸

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年は例年に比べ雪が大変少ない年で十勝管内では、降雪のない日が続いており帯広市内や周辺では年が明けても本格的な雪景色とならず、1月6日には風が強い状況が続き、冬季では初めてとなる「ちり煙霧」となり、高規格道路が通行止めとなるなど市民生活にも影響がでました。我々の業務においては雪が少ないことは調査作業がやり易いメリットもありますが、農業では積雪が少ないと土壌凍結の影響が心配であります。

昨年は、平成から令和へと新しい時代の幕開けとなりましたが、全国的には九州北部豪雨や東日本を中心に大きな被害をもたらした台風15号、19号など大規模な自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。また沖縄県那覇市のシンボリックな世界遺産である「首里城」が火災により正殿と北殿、南殿が全焼し貴重な文化財が失われた年でもありました。日本では毎年のように地震や台風など自然災害に見舞われ、各地で被害が出ており災害支援や社会貢献などの活動を行うことが必要であると思慮されます。

さて、昨年5月24日開催の第34回通常総会に於きまして理事長に就任してから約半年が過ぎましたが官公署からの依頼は農林水産省による国有農地測量・境界確定予定数量算定委託業務から始まり、十勝東部森林管理署の国有財産測量業務や最近では北海道総務部から道有地分筆測量業務を受託ができたことで、昨年以上の出来高となる予定であり喜ばしく存ずるところでございます。

平成30年度から行なっている帯広市新町地区・緑が丘地区の2,317筆0.57km<sup>2</sup>の登記所備付地図作成作業は、2年目の作業として一筆地測量、一次・二次立会等の各作業を行い、縦覧を経て特段の異議の申し出がなかったものの2、3人の立会不調だけで筆界承諾確定率は約98%を上回る予定であります。現在は、2月末日に向け成果品の取まとめの時期ですので担当社員様には更なる御協力お願いいたします。

また、来年度は北見市西富士町・美山町地区の2,548筆0.62km<sup>2</sup>の2年目作業と釧路市宮本町・弥生町地区の1,211筆0.53km<sup>2</sup>の1年作業があります。この登記所備付地図作成作業については、内閣に設置され

ている都市再生本部が平成15年6月に「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針を打ち出したことを受けて重点的かつ集中的に実施している作業であります。近年は社員が高齢化しており、今後は協会単位で測量作業に参加できる社員を選任することと若手社員の管理責任者の育成が喫緊の課題となっております。社員の皆様には更なるご協力をよろしく申し上げます。

令和元年7月29日に農林水産省経営局から国有農地測量・境界確定委託業務（釧路法務局管内）が落札できました。十勝の土幌町・足寄町・浦幌町の3町内において9箇所、対象面積約0.52haで税込638万円の受託業務で、昨年は金額の約30%減でしたが、今年度は受注予想金額の約0.25%減の満足のいく結果となり12月20日に納品致しました。

昨年11月8日には本会・公嘱打合わせ会で「分離発注時の本会、公嘱協会の受託体制について」として調査士会と情報及び意見交換を活発に行える機会を設けて頂きました。今後ともこのように協会が抱える様々な懸案事項について報告するとともに、土地家屋調査士業界として意見調整をお願いするところでございます。平成31年度事業計画の基本方針にあるとおり当協会は、官公署からの依頼を受け、その専門的能力を結集して登記に必要な調査や測量、又は登記の嘱託等を適正、かつ迅速に処理することにより、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事業を行うことを目的としています。協会の運営にあたり、この制度の趣旨を各官公署に深くご理解をいただけるよう、積極的な啓発活動の強化を図ります。また受託業務の拡大につなげるため、嘱託登記申請にオンライン申請を活用していただけるよう環境改善に取り組んでまいります。

このほど当協会の岡崎學監査が令和元年の黄綬褒章を受章されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも公益法人の監事として更なる理事の職務執行の監査にご尽力下さいますようお願い申し上げます。

最後になりますが社員の皆様方におかれましてはご健康・ご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 債権差押えの不便を解消へ 一民事執行法の改正

釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士

袁 島 弘 幸



## 1 強制執行に至るまで

貸金返還や損害賠償を求めて提訴して、勝訴判決を得たり勝訴的和解を成立させたとしても、実際にお金をもらえなければ意味がありません。債務者が判決や和解内容の通りに支払えば何も問題ないのですが、支払おうとしない債務者は一定数います。

そのような場合、裁判所又は公証人が作成した「債務名義」(判決、和解調書、調停調書、執行受諾文言付公正証書など)を添付して、裁判所に差押えの申立てをすれば、裁判所が債務者の財産を差し押さえます。ただし、裁判所は受け身の機関なので、裁判所が職権で債務者の財産を調べるわけではありません。差押えの対象財産は、債権者が選定し、特定する必要があります。

強制執行をしなければならないとき、まずは手続が簡便な「債権」の差押えを考えるのが通常です。中でも、「預貯金」と「給料」に対する差押えを真っ先に検討します。

## 2 債権執行の難しさ

ただ、裁判所は、債権の特定を厳格に求めます。そのため、実効性のある預貯金または給料の差押えを行うのが難しい実情がありました。

例えば、預貯金を差し押さえようとする場合、金融機関名を特定するだけでは足りず、取引支店名の特定まで必要というのが判例です(最決平成23年9月20日等民集65巻6号2710頁)。債権者が債務者の取引支店を把握していることはそう多くないため、事前に弁護士法23条の2に基づく照会手続で金融機関に取引支店調査を行うなどの工夫をしてきました。しかし、回答に応じない金融機関もあるため、不完全な対応策となっています。

また、給与の差押えでは、債務者と雇用契約を結んでいる使用者を正確に特定する必要がありますが、債務者の雇い主を把握することは簡単ではありません。市町村

や日本年金機構は情報を持っていますが、照会しても回答を得られないことが多く、債務者の勤務先を知る実効的な手続はありませんでした。

なお、債務者に自らの財産内容を裁判所で陳述させる「財産開示手続」というものもありますが、不出頭や虚偽陳述に対する制裁があまりにも弱く(30万円以下の過料)、ほとんど実効性がありません。

その結果、債権者はヤマを張って預貯金や給与の差押え手続をとらざるをえません。運良く当たればよいですが、空振りしたときが大変です。債務者には差押命令が送達されるので、債権者が強制執行に踏み切っていることが伝わります。債務者が財産隠しに走る契機になるので、より一層強制執行が困難になる可能性があります。

## 3 民事執行法の改正(令和2年4月1日施行)

以上の不便を解消するため、昨年民事執行法が改正されました。改正の目玉は、財産開示手続における不出頭・虚偽陳述への制裁強化(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)と裁判所による「第三者からの情報取得手続」の新設です。

第三者からの情報取得手続では、債権者の申立てにより、裁判所が金融機関へ債務者との預金取引支店を照会したり、市町村や日本年金機構に勤務先情報を照会できることとなりました(回答義務あり)。ただし、勤務先情報はプライバシー保護の要請が強いので、債務名義に表示されている債権が養育費等または生命身体への侵害による損害賠償請求権の場合に限られています。

なお、法務局に債務者名義の土地建物の情報を照会する手続も設けられました。法務局の情報管理体制整備が必要なため、施行時期が1年後ろ倒しになっています(令和3年5月17日までに施行予定)。

## 受章寄稿

釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部  
岡崎 學



令和元年11月3日黄綬褒賞を受章し、12月17日皇居にて天皇陛下に拝謁することが出来ました。

受章を受けて昭和48年1月22日登録から土地家屋調査士として振り返ってみると、登録時の釧路土地家屋調査士会の会員数は百二十数名だったかと思います。年々会員数が少なくなり、現在は七十数名となりました。当時の総会はおもっぱら阿寒湖畔のホテルでした。総会の後懇親会で、懇親会の後はそれぞれ麻雀をする人は麻雀をし、麻雀をしない人は部屋でお酒を酌み交わしながら、仕事の話をしていました。殆どの会員はホテルに泊まったかと思っています。その後、総会は各支部持ち回りでするようになり、翌日ゴルフをする人はゴルフというようになりました。

開業時は未だトータルステーション、パーソナルコンピュータ等が無くもっぱら電卓で計算をしプログラム関数電卓が発売されたときは飛びついて購入しました。距離はスチールテープで測距をしており、光波測距儀が出たときはこれも直ぐ購入しました。当時の測距儀は距離を測るだけで、水平距離は機械を載せ替え鉛直角を測り傾斜補正計算をしたものでした。やがて自動計算が出来るミニコンと云う物が発売されましたが、ディスプレイ等無く、が体も大きくプログラムはせん孔テープを読み込み計算をする物で価格も高くとても買える物では有りませんでした。やがて関数キー付きで簡単なディスプレイが付いたパーソナルコンピューターが発売になり、プリンターは数字・アルファベット・カタカナがプリントされ、が体も大きく重い物で価格も二百数十万と高価な物でしたが業務の為購入しました。昭和50年代は未だ図化機など無く、ケント紙に図郭線を引きスケールと三角定規でプロットし作図をし、烏口でトレースをし作図をしました。昭和60年代になり図化機が普及し始め、パーソナルコンピューターもブラウン管のディスプレイになりプリンターもドット式になり漢字も打ち出され、図化機で作図が出来るようになりました。

開業時の登記の申請書は印刷された用紙にカーボン紙を挟みタイプライターで作成し都度法務局に持参し申請

しました。その後ワープロが発売されワープロで申請書を作成するようになりました。

昭和の時代にタイプライターが無くなり、ワープロが生まれ、そして無くなり、烏口・スケール・三角定規も使わなくなりました。平成に入りGPSが発売されましたが、VRSと云う方式が無くGPSを使った測量には少なくとも3台が必要だったと思います。基準点測量に於いて基準点間どうしの見通しが利かなくても測量が出来ると云うメリットが有り、平成8年に導入しました。現在のパソコンは当時と比べると想像も付かない高性能で測量計算CADソフトも格段と使いやすい高度計算も出来るソフトとなり、これが普通だと思って使っているところです。又、GPSもGLONASS、Galileo、準天頂衛星（QZSS）等開発され総称してGNSSと云われるようになりVRS方式も普及し一台でも測量が出来るようになりました。二年程前に一周波のGNSSモジュールを使用した受信機が5万円以下の価格で発売され、昨年は2周波の受信機が3万円代から10万円以下の価格で販売され、中には1級の性能検査を受けた物もあり、大きさはマッチ箱からたばこのケース位の大きさで、受信ソフトも通常のパソコン・ノートパソコン、1万円以下で入手出来るマイコンで使える受信・解析ソフトも無料でダウンロード出来る様になり、当会の会員が無料ソフトをカスタマイズし、より使いやすくしてくれていることは誇らしいことです。

土地の境界が精確で誰が測量しても同じ位置に復元出来ることは、都市再開発・早期の災害復興復旧には欠かせない物で、DID地区で実施されている14条地図作成は土地家屋調査士が関与出来る重要な奉仕と思います。

受章に当たり振り返ると、土地家屋調査士として多くの仲間と知り合い、又、亡くなられた先輩・廃業された先生方には大変お世話になり、感謝の言葉も有りません。最後に法務局様には日頃業務を通じ適切な御指導と、この度の受章に際し御高配賜り厚くお礼を申し上げ、受章の寄稿といたします。

## 新人研修を受講して

釧路土地家屋調査士会 釧路支部  
下川部 清美



調査士試験に合格以降も補助者として働いていた私は、新人研修を先延ばしにしていたのですが、登録を期に受講することとなり、中央研修型になったことと、3日間の合宿型であることを知りました。

調査士会の事務の方のご厚意で、登録に先んじて研修の要項を知ることができ、慌てること無く各所手配することができましたことを、この場をお借りしてお礼を言わせて頂きたいと思います。

本当にありがとうございました。

お陰様で、飛行機を早めに予約できたので比較的安価におさえることができましたし、研修日程が1日目（6月1日）の受付午前11時、3日目（6月3日）の終了15時50分までのため、釧路からの飛行機の時間では前泊と後泊が必要でしたが、会場となる「NTT中央研修センター」の所在が東京都調布市だったことを早期に知ることができたので、甥の家に泊めてもらえる様連絡を入れることもできました。

当日、会場までの道中とても不安でしたが、最寄り駅には案内の方がいて地図を持って立っていただきました。後に東京会の先生だったことを伺い、東京会の先生達には細やかな配慮をしていただき、とてもお世話になりました。ご苦労を想像し、感謝しかありません。

会場の講堂前で受付をし、分厚い研修会テキスト、座席図、資料等を受け取り中に入ると約350人の受講者のための席が用意され、あまりの広さと人の多さにとても驚きました。

1日目の夕食後、グループ討論が設けられており、各グループごとに席がまとめられているようでした。

グループ討論では課題を与えられ、60分と短い時間で

したが、一つの目的の為の討論は、なかなかできる体験では無いので新鮮でしたし、交流も出来ました。同じグループになった先生達には、最後まで特にお世話になりました。

環境が違う場所で同じ職業ということもあって、刺激を受け、勉強させてもらい、考えさせられることが多々ありました。

やはり、女性はとても少なく、心細い感じもしましたが、3日間のわずかな自由な時間の中で交流できたこと、有意義な時間を頂いたと思っています。

研修内容としては、講師の先生の貴重なお話なども伺うことができましたので、勉強になりました。

3日目の朝の挨拶の際、前日の懇親会后、調査士として、大人の人間としてあるまじき行為があったことを耳にし、とても残念に思い、再度、自分を見つめ直し、改めて身を引き締めました。

3日間、朝から晩までの研修会でたくさんのお金と時間がかかり、とても大変でしたが、新鮮で貴重な体験ができたと思います。

稚拙な文章ですが、最後まで読んで頂き、ありがとうございました。



NTT中央研修センターの研修会場

## 新人研修を受講して

釧路土地家屋調査士会 十勝支部  
森 広 樹



去る令和元年6月1日（土）から3日（月）まで3日間の日程で、NTT中央研修センター（東京都調布市）で開かれた土地家屋調査士新人研修に参加しました。

今回は初めて全国を対象とした研修ということで、参加するまでは、どのような内容か、どのくらいの人が集まるのかなど、期待と不安が入り混じった気持ちでいました。

研修初日は最寄り駅からバスにて会場に向かったのですが、駅前のバス停には大勢の人がおり、皆研修に参加する人達なのか判断がつかずにおりましたが、研修所近くのバス停でほとんどの方が降車し、研修参加者が全国から沢山集まっており、仲間が多くいることを実感できました。

初日の研修は会員心得から始まり、職責と倫理、調査・測量の実施要領の流れで進み、調査士の基礎について教わり勉強になりました。

座席はあらかじめ決められており、グループ討論があると認識していましたので、横一列が同じグループになると名簿にて把握できました。改めて全国各地から老若男女、様々な方々が参加していることを認識しました。

夕食後、グループ討論がありました。そこで改めて同一グループのメンバーと顔合わせしました。議題は3問あり、①境界問題解決方法、②本人確認・申請意思の確認方法、③事例の良否判断及び根拠という内容でした。また、グループ内で議長等の役割分担が話し合わせ、私が討論結果を発表することに

なりました。メンバーで研修議題につき、色々と意見を交わしましたが、全国から集まった方々と交流できたことが有意義であったと思います。

研修2日目は調査・測量の実施要領から始まり報酬の運用、境界と所有権界、境界確認の実務、筆界特定制度・ADRまで複数の講義が行われ、色々と基本として押さえる事項を教えて頂き、特に筆界の判断は慎重にしなければならないことを再認識しました。続いて「法制にも及ぶ地殻変動」と題した基調講演も興味深く拝聴しました。

講義終了後は懇親会が開催されました。会話する面々は主に同じグループで討論したメンバーになりましたが、メンバーと同じ調査士会に所属する方も挨拶に見え、様々な方々と交流できたことは大きな財産になると思います。

最終日は規制関係法、民事責任・事故例の講義の後、抽選で選ばれたグループの討論結果の発表が行われました。発表時間は4分間と短く、如何に短時間で要約し、分かりやすく伝える力が必要と感じました。

新人研修に参加して感じたことは、遠方から参加している方々の交通費の負担が大きいこと、実体験・実例に基づいた講義が少ないように思ったこと、測量等の実地研修がなかったことが残念ではありましたが、調査士の基本を再認識できた上、全国各地の調査士と交流できたことがなよりの成果であったと思います。

## 新人研修を受講して

釧路土地家屋調査士会 十勝支部

丸尾 慶 樹



今回行われた、初の試みとなる中央研修に関しまして、私個人の感想を述べさせていただきます。

まず私のような地方からの参加者の場合、初日の開講時刻・最終日の修了時刻と飛行機の便の本数を考慮すると、前泊・後泊は避けられませんでした。そのため、人によっては5日間ほど業務を止めて参加しなければならないということになります。仕方のないことのように思いますが、今まで各ブロック単位で行っていたことを考えると、費用面と拘束時間については少なからず参加者への負担があると思います。

講義内容については、参考になった点・あまり参考にならなかった点はそれぞれあります。例えば、新人研修時点では使用したことのない職務上請求用紙についての取り扱いや、建物調査の実務、報酬の運用の仕方、戸籍や相続などについての講義は、全国で共通している点が多いため、非常に参考になりました。反対に、地方の慣習に影響を受ける講義内容（土地の測量実務等）についてはあまり参考にならなかった点が多い印象です。この点については、各ブロックで行われる個別の研修会に参加するなどして理解を深める必要があると感じました。

タイムスケジュールについても、少々無理のあるところが見受けられました。300名を超える受講者

がいたと記憶していますが、それだけの人数が一斉に行動するため、時間が押して慌てて食事をかきこんでいる方、グループ討論に殆ど参加できなかった方もいらっしゃいました。幸い私のグループは早い時間に全員揃って討論ができたため、実務経験などの話も交えながら有意義な時間を過ごすことができました。

非常に残念だった点も多々あります。全国的に見て決して多いとは言えない、同じ資格を持った同志たちと出会えて嬉しい気持ちになるのは十分に理解できますが、お借りしている施設の管理者や、他の宿泊者から苦情が入るほど大騒ぎをした受講者、あまつさえ廊下で粗相をしてしまった方もいます。

そんな方々は受講者のうちごく少数なのでしょうが、自分たちの行動が土地家屋調査士全体の品位を下げているということをよく理解していただきたいと強く思います。

今回が初の中央型研修ということで、試験的な部分も多かったのですが、来年度以降の新人研修がより良くなっていけばいいと感じました。また、新人研修といえども参加者の多くは補助者として長年実務を経験されている40～60代の方々が多く、まだまだ若い私としては大変参考になる話ばかりだったことを覚えています。

## 昭和は遠くなりになり

釧路土地家屋調査士会 釧路支部  
正垣 喜美子



日曜討論「日本の景気はどうなる？」の中で、先進国に比べ、日本の生産性は低いと、識者は語っていた。

なるほど、私の様なアナログ人間はとっくに退場すべき所、「人生百歳時代」と脅され、アナログを温存しつつ仕事を続けている。これがまずいのだ。

しかし、測量機材は女性測量士のパイオニアにと、勉強に励んだ時とは大違い、計算機は、クルクル、チャリンの回転式から電卓へ、そしてセイコーの9100登場に歓喜の声を上げたのもつかの間、パソコン時代に突入し、今じゃ計算ソフトも多種多様、あれだけ苦勞し、時間の掛かった平均計算も瞬時にやっつける。

こうして、段階を踏み進んできた世代は、一気に答えが出てしまう事に底知れぬ不安を感じるのである。

我々は終戦で焦土と化し、飢餓状態の中で、親や教師の戦争への反省の下に育てられ、1964年の東京オリンピックを迎え、国土開発の先兵として、仕事の中で失敗や経験を積み重ね、昭和と言う時代に鍛えられ、今日に至っている。

従って、セクハラ、パワハラ、長時間労働など日常茶飯事で、こんな事を乗り越えられずして、この職種で、一人前とは云えないとの思いがあった。

その環境下だったからこそ、職業人としての信条や果たすべき役割の重要性を体得できたのだとも考える。

今まで、当たり前と思っていた事は許されない時代、後に続く人をどう育てたら良いか、進む方向を見出せないうちに、人工知能が我々に指示を与える時代になりつつある。

又、14条地図整備事業完結の暁には、素人にも、ごく安全に、分筆測量、登記まで出来る日が来るのであろう。

ならば、調査士の出番は？。

人工知能には決して出来ない人間の欲得、思い違い、複雑な感情が激突し、処理不能扱いとなった地区の立会、筆界確定作業くらいではと、夢想してしまう。

この変革期と同じくして、我々の周辺環境は、豊かに、もっと便利にと、突っ走った結果の副産物、地球温暖化による気候変動が命をも脅かす。

昨年亡くなられた、私の森づくりの師、元北大名誉教授の東三郎先生は「もう温暖化は止めようが無い、人も動物と同じく第5感、6感が備わっている。その危険を察知する能力を磨き、逃げよ」と言った。

東三郎と検索すると、子供にも理解できる森づくりや、砂防学、自然災害の修復に至る、災害との戦いの歴史の本や、非売品の冊子を含め、庶民にも理解できるようにと、93歳で亡くなるまで書き綴った本が出てきます。

気骨あふれる老科学者の思いに触れるたびに「何とかしなくちゃ」の思いがこみ上げてくるのは、私だけではないでしょう。

先生との出会いは、国土六法の網にかかる土地の開発行為を手がける中で、植生復元の指導を仰ぎに行った事から始まったが、開口一番に「森は一朝一夕にできるものではない」と一喝された。

そして、森づくりの実験に参加し、今も実験を続けている。

最後にお会いした時「やっとな国は環境税を導入し森林整備に取り掛かるようだが、所有者や境界線が不明の箇所が多く、予算づけも出来ないでいる。君達の出番だ。やってくれたまえ」と言われた。

現地はドローンを駆使、今まで積み重ねた知識や技術を生かし、森林地図整備に参加し、温暖化防止の一翼を担う重要な作業が残っています。理事の方々一考を…。

## 私の趣味について



釧路土地家屋調査士会 十勝支部

田中一郎

私の趣味について、書いてみます。

30歳のころから、趣味の欄がありますと、「釣り、ゴルフ、読書」と記入しています。

魚釣りは、毎年1回、6月中旬頃に、大型カレイを狙って、道東の根室標津沖に釣行しています。2年前の釣果は40センチ前後が20匹程度ということで、楽しく、大変満足のいくものでした。しかしながら、楽しんだ後の疲労感が、想像以上に残るので、最近では気持ちが、少し離れつつあります。

ゴルフはゴルフ歴40年以上になりますが、35歳の時にハンデ18をいただいたのがピークで、現在は年5回くらい、コースに出る程度ですので、スコアより、健康のための、ウォーキングという感じになっています。

読書については、長年親しんでいるので、少し詳しく書かせていただきます。読書が身近になって、本格的に読み出したのは学生時代からです。その頃、よく読んでいたのが、松本清張と五木寛之の作品です。多感な時期でもあり、五木寛之の「青年は荒野をめざす」に影響を受けて、友人と2人でヨーロッパに50日間程度、リュックをしょって、貧乏旅行をしたのが、いい思い出となっています。

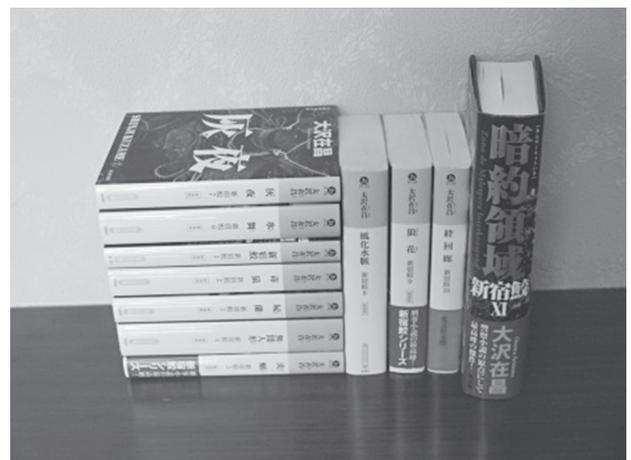
40代からは、司馬遼太郎の歴史小説、池波正太郎と藤沢周平の時代小説を読み始めました。特に、池波正太郎と藤沢周平の下町人情ものにはまり、お二人の全作品の9割程度を読破いたしました。リタイアしたら、もう一度、ゆっくり読みたいと思っています。

この他にも、単発的に人気作家の村上春樹、半藤一利、横山秀夫などの作品を読んでいましたが、改めて長編のシリーズもので、惹きつけてくれる作品

を探していました。その時に出会ったのが、大沢在昌の長編刑事小説『新宿鮫』のシリーズです。主人公の新宿署の鮫島警部に魅了され、登場する愛すべき人物に親しみを感じながら、あっというまに、全10巻を読みきりました。もう読めないと思うと少し寂しい気持ちになりましたが、なんと昨年12月、8年ぶりに、待望の第11巻「暗約領域」が発刊されました。久しぶりに、至福のひと時を過ごしたいと思っています。この「シリーズ」はエンターテインメントとしては、最高傑作だと思っています。

最後になりましたが、2016年に、夏目漱石の没後100年を記念して、漱石の小説が原文で朝日新聞に連載されました。「こころ」「三四郎」「門」などを読ませていただき、その美しい文体に、改めて文豪・漱石の凄さを感じたところです。

良い本との出会いを楽しみに、これからも読書が続けたいと思っています。趣味について思いつくまま書いてみました。



## 令和2年と山中での出来事

釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部  
阿 部 敦



新元号令和も半年以上が経過して、ようやく令和という響きが自分自身になじんで来たかな？と思う今日この頃ですが、皆様はいかがでしょう。

本年令和2年(2020年)は東京2020オリンピック・パラリンピックという世界的一大イベントが行われます。

日本の北、北海道の端っこに暮らす私には、東京があまりに遠くピンと来ませんでした。バハ IOC会長の突然の「マラソン・競歩は札幌開催」発表に、北海道民は皆驚きそして嬉しい？悲鳴(いろいろありましたが)、とにもかくにも地元北海道の地札幌で男女マラソン・競歩競技が行われることで、一生涯オリンピックには無縁かつ遠い存在と思っていたイベントが目前に迫って来たので、早速札幌に暮らす子供に「マラソン競技を観に行くから、泊めてください」とお願いした次第です。

土地家屋調査士の資格を取得して3年ほどですが、まだまだ経験値不足・より場数を踏まなければなりません。加えて周囲には土地家屋調査士とは、どういふものか説明と宣伝を心掛けて自己研鑽する毎日です。

私は、調査士事務所を開業する以前は測量の仕事をしていましたので、山中の測量にはいろいろな思い出があります。ここに私の印象深い出来事を、書かせていただきたいと思います。

1つ目は、熊(ヒグマ)です。あれは8年前の釧路管内白糠町の現場でした。山中で基準点測量の観測作業をしていましたが、前日使用した基準点保護石(コンクリート盤)上には、熊のフンと鹿の骸(むくろ)が。どうやら保護石を食卓テーブル代わりにしたようです。周囲のくさむらには引きずってきた痕跡が残っていて、自身ゾッと身震いしたのですが、なんとか基準点を掃除して観測後そそくさと現場を後にしました。

最近、熊が人里や住宅街に出没して、住民を不安におとしめています。保護と駆除という相反する対策は一概にどちらとはいえませんが、なんとか共存できる環境に出来たらいいと思います。



(文中と関係ありません。撮影場所 オホーツク管内遠軽町丸瀬布)

印象深い出来事の2つ目は、謎の物体を発見した時です。それは今から5年程前、十勝管内陸別町の山中で、木の枝に引っかかった気球を見つけ、その下端には小さくて四角い白箱のような物がぶら下がっており、地上10m程のところで風に揺れていたのです。その四角い白箱には、何か文字のようなものが肉眼で確認でき、早速測量を中断して望遠鏡を向けてみたところ「気象庁・日本気象協会」の文字が。「あれは、いったいなんだ？」と話が盛り上がりましたが、なにせ地上高く手も足もでず、ただ眺めるだけでした。その後ネットで調べたところ、気象庁が毎日定時に放出する気象観測用熱気球(通称 ラジオゾンデ)であることが判明。通常は地上から放出後気象データを取得しながら、局へデータ送信して、そのまま海上へ自然落下するものですが、まれに風向き・風速によって陸上に落下する場合もあるとのことで、なかなか珍しい経験をした次第です。

近年の気候変動・地球温暖化が、顕著にそして身近に肌で感じられるようになってきたと思います。地震等自然災害多発国の日本から逃れる事はできませんが、土地家屋調査士の立場から出来る限りのことを尽くしていきたいと思っています。



(参考写真 ラジオゾンデ 文中と関係ありません)

## オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請  
やらなきゃいけないとは思うんだけど、設定や操作が面倒。  
それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか～ 信じられない...  
以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、  
申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている  
んですよ。それに、メリットだって結構あるし...



メリットね...



- ・ 登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・ 補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、出先からノートパソコンでもできます。
- ・ 調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIFデータで送信することで、プリントしなくても済み、経費の節減につながります。
- ・ 面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・ 登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなるし、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておくこともできます。

そしてね、昨年11月11日から調査士報告方式による申請方法も追加されて、委任状の原本提出や所有権証明書等の原本提示も省略できるようになったんです。  
コンピュータ化されていない資料の収集など、法務局へ行かなければならないこともあるけど、登記申請が完全オンラインでできるようになりました。  
申請方法の詳細は、昨年12月7日に開催された全体研修会の資料に載っていますよ。





う～ん、でも、  
環境設定が...



まずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係（セコムパスポート for G-ID）に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

1. オンライン申請関連ツール（旧バージョン）のアンインストール
  - ・ ICカードドライバ ・ 電子署名プラグインソフト（Signed PDF）
  - ・ XML署名ツール ・ ICカード検証ツール
2. 信頼済みサイトへの登録
  - <https://t-k-download.moj.go.jp/>
  - <https://touki-gw.moj.go.jp>
3. ポップアップブロック機能の設定
  - [www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp](http://www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp)
4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6  
【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール
  - <http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123>
5. 政府共用認証局の自己署名証明書のインストール
  - <http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der>
6. 申請データ（XML文書）とInternet Explorerの関連付け
7. 申請者情報登録
  - <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>
8. 申請用総合ソフトのインストール
  - <https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application>
9. Acrobat Reader DC のインストール
  - <https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/>
10. XML署名ツールのインストール
  - [http://www.chosashi.or.jp/members\\_new/docs/online/xmlsign.zip](http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip)



ご安心ください！

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種ソフトの使い方をご指導いたします。詳細は事務局まで。



○×△□  
#!?...

## 【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会 0154-41-3463

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0155-62-2616

松田 整 090-9080-1545

《 会 の う ご き 》

自 令和元年8月～至 令和2年2月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備 考
8	3	ブロック打合せ会	札幌会会議室	15:00～17:15	丸尾・坂下
	21	常任理事会	各会場（Web会議）	15:00～17:00	丸尾・小泉・前田・松田・野田・遠藤・加納・榎本・小野寺
	31	第1回全体研修会	と か ち プ ラ ザ	14:00～16:30	87名出席（釧路会45名・札幌会5名・函館会2名・旭川会3名・測量会社32名）
9	3	全調政連ブロック連絡協議会打ち合せ会	札幌会会議室	14:00～16:45	岡崎政連会長
	14	北海道・東北ブロック協議会交流会	「LIRIO」（岩手県）	16:00～18:00	丸尾会長
	18	研修部会	小野寺事務所・びぼーる	13:00～14:30	前田・横山・小野寺・河合
	〃	第3回理事会	各会場（Web会議）	15:00～17:00	15名出席
10	6	「全国一斉法務局休日相談所」法務局主催	釧路地方法務局会議室	10:00～15:00	野田理事
	9	第1回全国会長会議	東京ドームホテル	13:00～17:00	丸尾会長
	10	〃	〃	9:30～12:00	〃
	19	十勝支部表示登記無料相談会	と か ち プ ラ ザ	10:00～16:00	十勝支部5名 安井・大場・渡邊晃二・河合・坂口
	31	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:30	綱紀委員5名
11	1	ブロック役員会	札幌会会議室	14:30～17:30	丸尾会長・前田副会長・松田日調連理事
	8	臨時理事会	各会場（Web会議）	15:00～16:00	15名出席
	〃	本会・公嘱協会打合せ会	〃	16:00～17:30	（本会）15名 （公嘱協会）8名 出席
	11	所有者不明土地の土地所有者等の探索等に関する講習会	釧路地方合同庁舎	13:30～16:30	丸尾会長
	12	綱紀委員会	事務局会議室	12:30～16:30	綱紀委員35名
	13	常任理事会	各会場（Web会議）	15:00～17:00	丸尾・小泉・前田・松田・野田・遠藤・加納・榎本・小野寺
	20	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:30	綱紀委員5名
	27	えせ同和行為対策関係機関連絡会	釧路地方合同庁舎	14:00～16:00	小泉副会長
	28	国民年金基金への加入の促進に関する説明会	事務局会議室	14:00～15:00	野田・遠藤
12	6	第3回支部長会議	ANAクラウンプラザホテル釧路	15:30～16:00	9名出席
	〃	第4回理事会	〃	16:00～18:00	16名出席（オブザーバー含む）
	7	第1回注意勧告理事会	釧路市国際交流センター	9:30～11:00	構成員5名・本会2名出席
	〃	第2回全体研修会	〃	13:30～16:30	48名・補助者1名
	19	第2回注意勧告理事会	事務局会議室	14:00～16:00	構成員5名・本会2名出席
	27	仕事納め			
1	6	仕事始め			
	7	法務局新年挨拶	釧路地方法務局	13:30～13:45	丸尾・瘧師・小泉・野田
	15	調査士法違反実態調査 釧路支部	釧路地方法務局	9:00～15:00	釧路支部3名
	〃	調査士法違反実態調査 十勝支部	帯 広 支 局	9:00～16:00	十勝支部8名
	〃	第2回全国会長会議	東京ドームホテル	13:00～17:00	丸尾会長
	16	〃	〃	9:30～12:00	〃
	23	注意または勧告の告知	事務局会議室	14:00～14:30	本会2名
	30	広報部会	各事務所（Web会議）	10:00～15:00	加納・長岡・毛利

---

---

## 《お知らせ》

---

---

令和元年秋の褒章において下記の会員が黄綬褒章を受章されました。おめでとうございます。

釧路支部 高橋 健治 会員

オホーツク支部 岡崎 學 会員



高橋会員



岡崎会員

---

---

## 《会員異動》

---

---

### 訃 報

十勝支部 中村 義則 殿

令和元年7月31日 逝去（享年65歳）

昭和53年7月に当会に入会以来、長年役員として会の発展に尽力されました。

心より御冥福をお祈り申し上げます。

### 退 会 者

オホーツク支部 真貝 康夫 殿

令和元年7月31日 退会しました。

釧路支部 進藤 正博 殿

令和元年8月20日 退会しました。

（会到着日）

---

---

## 《登録事項変更》

---

---

齋藤 誠一（釧路支部）事務所住所 釧路市旭町1番1023号

《会員数 令和2年2月1日現在 78名》

---

---

## 編 集 後 記

---

---

今回も発行に際し多くの方々からご協力をいただきました。心から感謝いたします。

新年早々新型コロナウイルスによる肺炎が中国そして世界へと感染拡大しており、日本国内でも各地で患者がではじめています。この会報が発行される頃には収束に向かってほしいと思います。

オンライン登記申請については昨年11月11日、調査士報告方式による申請方法が追加され、委任状の原本提出や所有権証明書等の原本提示も省略できるようになりました。まだオンライン申請を利用されていない方は、便利になったこの申請を試してみたいはいかがでしょうか。

広報役員一同、次号もよりよい内容となるよう努めます。（加納）

広報部長 加納 芳郎

広報担当理事 長岡 秀和 毛利 安男

# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。

特徴1

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、  
自宅等に保管中に  
盗難にあった。



等

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度):42,940円

動産総合保険(個別加入):64,800円

※縮小支払割合90%、免責15万円適用

約34%  
割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

## 【好評図書のご案内】



# 区分建物表示登記に関する 事例と実務

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による  
権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修 遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円+税

- 分譲したい、二世帯住宅で個々に登記したい、賃貸物件の一部を他社に譲渡したい、一部に抵当権を設定したい等、所有者の要望に合わせた検討が必要となる区分建物の表示に関する登記について、実務に精通した著者が、実務上の手続や問題点の検討を重ね、土地家屋調査士が知っておくべき知識や情報を集積。



# 新訂 設問解説 相続法と登記

幸良秋夫 著

2018年11月刊 A5判 736頁 本体6,600円+税

- 169問の設問を交えながら、具体的設例で相続・遺言実務を体系的に解説。旧民法・応急措置法における相続や、外国人に関する相続登記についても解説。根拠となる判例・先例を500以上収録し、重要なものについては要旨まで掲載。相続法改正等近時の法改正を踏まえた8年ぶりの全面改訂版。



# 改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円+税

- 土地境界について体系的・網羅的に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- 境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。

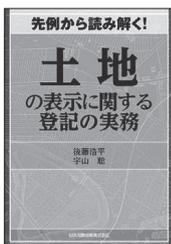


# 先例から読み解く！ 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税

- 事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（4、5巻）』にて確認できるよう工夫。



# 先例から読み解く！ 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（1～3巻）』にて確認できるよう工夫。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部)

www.kajo.co.jp

ツイッターID: @nihonkajo

# 表示登記申請 / CADシステム / 請求入金～決算処理システム

調査士報告方式に対応!

登記情報を一括請求→様々な書類に連携可能!

100筆でも500筆でも登記情報を一括請求できます。境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理できます。

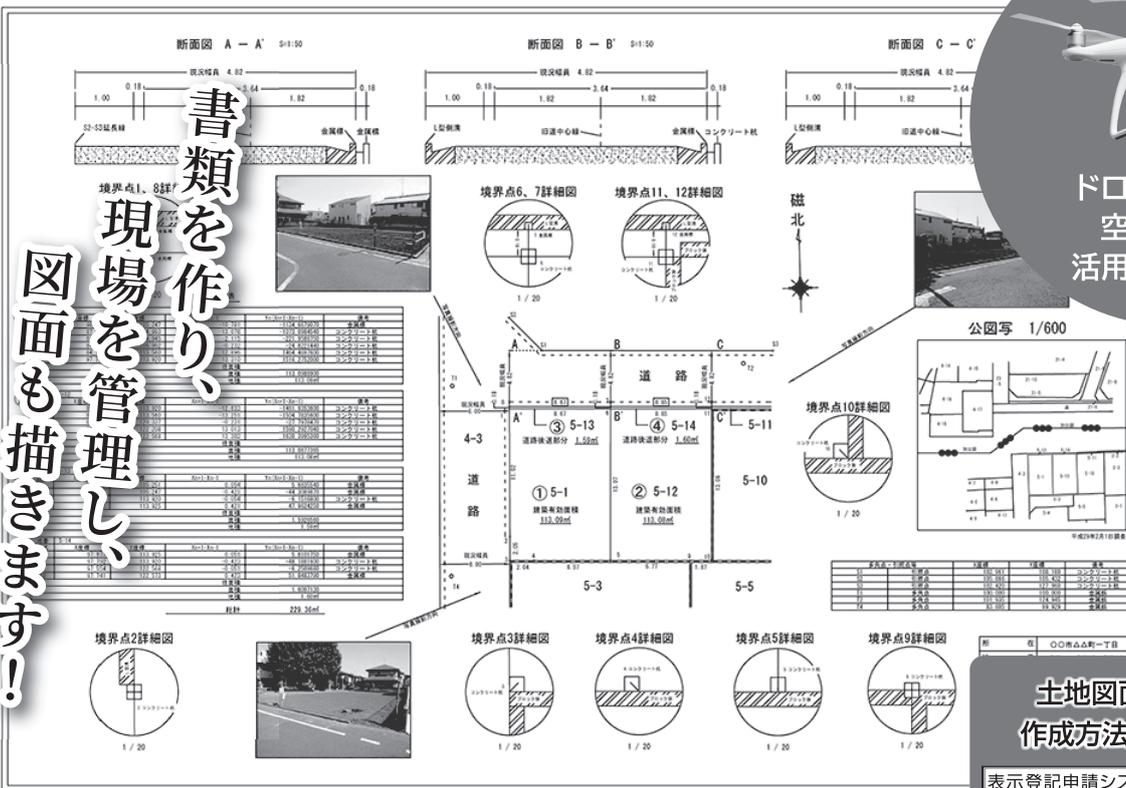
オンライン申請⇔書面申請は、チェックをON/OFFするだけで切替可能! 連件順位も入力しておくことで連件申請としてデータを関連付けするので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能です。



ドローンによる空撮画像も活用できます!

※ドローンおよび解析ソフトは別途必要です。

書類を作り、現場を管理し、図面も描きます!



土地図面・建物図面の作成方法を動画で配信中!

表示登記申請システム CAD

タイプA	表示登記申請システム + CADシステム	請求入金決済処理システム
	一括購入	5年リース
	¥411,500	月額¥7,650

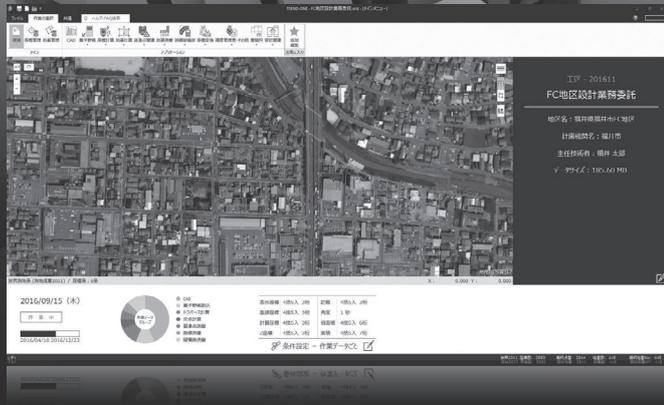
タイプB	表示登記申請システム + CADシステム	
	一括購入	5年リース
	¥351,500	月額¥6,535

タイプC	表示登記申請システム	
	一括購入	5年リース
	¥218,000	月額¥4,054

タイプD	表示登記申請システム + 請求入金決済処理システム	
	一括購入	5年リース
	¥278,000	月額¥5,170

※2020年1月現在の価格であり、予告なく変更となる場合がございます。※表記の金額は全て税抜き価格となります。※別途、年間保守契約が必要です。

# 3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



## 最新のデジタル環境で、 登記業務の効率化

### マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや  
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

### 各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!

### シンプル、メリハリ、見える“CAD”

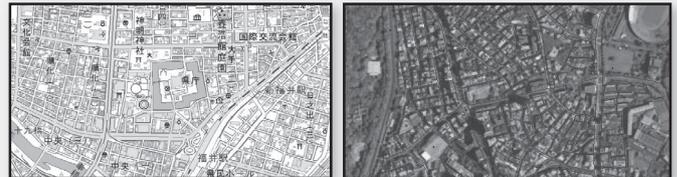
集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3(自社比)・目線移動も少なく快適作業

### オープンデータの活用

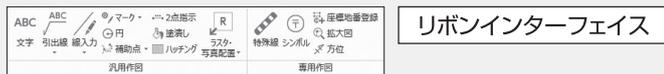
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院[標準地図]・[写真]等やストリートビュー活用!

### 使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン



文字

シンボル

ラスト写真  
配置

一括配置・  
位置図作成

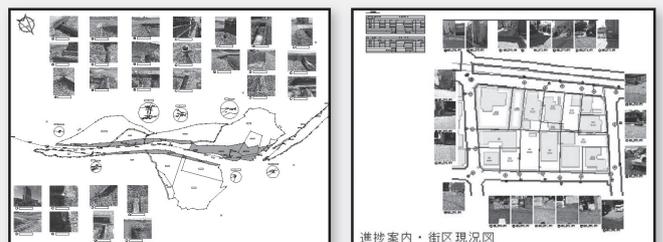
線入力

引出線

特許出願中

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

### ラスト取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

http://const.fukuicompu.co.jp

# 新 最短合格講座



毎月1日  
開講!  
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ DVDタイプ  
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

**内堀 博夫**  
レクチャー 本学院専任講師

## すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面で学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。單元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

### ●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

### ●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

### 使用教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノート I 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 合格ノート II 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート I 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート II 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート III 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論) (第六版)	1冊
	新版 択一過去問マスター II (土地、建物、区分建物) (第六版)	1冊
	新版 書式過去問マスター I (土地) (第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスター II (建物、区分建物) (第三版)	1冊
提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、  
特別減免学費で  
お申込みできます。



学費  
(10%税込)

土地家屋調査士  
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

**東京法経学院**

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>



通信教育



メディア通信

資料請求



# その速さ、未だ健在。

The Trimble Surveying technology is last forever.

 Trimble

株式会社ニコン・トリンブル  
www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の商標等は、各社の商標または登録商標です。



## Trimble S7/S5 Autolock Trimble S Series TotalStation

あなたが求める「速さ」とは何でしょう？

ターゲット追従スピード。測距スピード、そして再ロックまでのスピード。

このオートロックは、あなたが経験したことのない高い効率性をもたらします。

サーボ型トータルステーションの先駆者によるオートロックは、別次元。

世界の国土を測り続けてきたTrimbleは、測量作業の効率化を絶えず追求します。

— Trimbleのオートロックは唯一無二。

お問い合わせ先

 **Trimble**  
AUTHORIZED DISTRIBUTOR

**アイザック株式会社**

〒065-0008

札幌市東区北8条東8丁目2番1号 八条ビル5F

TEL:011-733-3577 FAX:011-721-3233

URL:<http://www.aizax.com>

**株式会社旭川システムサービス**

〒078-8217

旭川市7条通19丁目左8号

TEL:0166-33-3900 FAX:0166-33-5201

URL:<http://asspythagoras.com>

